

岩国市例規集データベース関係委託業務公募型プロポーザルに係る操作体験実施要領

1 目的

この要領は、岩国市例規集データベース関係委託業務に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）における２次審査（操作体験）の実施方法等の必要な事項を定めるものとする。

2 実施日時、場所等

令和８年１０月３０日（金）に、岩国市役所本庁舎で実施する予定である。

各提案者の実施日時及び場所（会場）については、本プロポーザルにおける企画提案書の提出者の選定に係る審査結果と合わせて通知することとし、実施日時等の変更について、提案者からの要望は受け付けないものとする。

なお、実施の順番については、本プロポーザルに係る参加表明書の提出順とすることを予定している。

3 実施方法

(1) 概要

提案者が自らの提案に係るシステム（以下「システム」という。）のデモンストレーション等を実施し、審査員が実際にシステムを体験することで評価を行う。

全体の持ち時間は、次のとおりとする。

実施内容	補足	時間
共通演習	市が指定した内容に対するデモンストレーション及び体験を行う。	おおむね 30 分から 40 分
追加提案	共通演習以外の追加提案に対するデモンストレーション及び体験を行う。	おおむね 20 分から 30 分
		計：60 分

なお、審査員からの質疑応答の時間は、上記の持ち時間後に別途設ける。

また、前後の準備（操作体験開始前のシステムの起動に係る時間を含む。）、片付け等の時間は、上記の持ち時間には含めない。

(2) 共通演習に対する操作体験

次のシステムに係る機能を共通演習の内容とする。

システム	機能
例規検索・管理システム	検索機能等
例規立案・審査システム	改め文作成機能、新旧対照表作成機能、審査機能等

(3) 追加提案に対する操作体験

共通演習の内容以外で、有用と思われる機能等がある場合は、別途追加提案としてデモンストレーション等を実施することを認める。ただし、当該追加提案については、基本的に「例規検索・管理システム」又は「例規立案・審査システム」に該当する機能等についてのみ認めるものとし、事前に提案内容を市に伝えておくこと。

(4) 注意事項等

- ・ 持ち時間は、厳守すること。
- ・ 共通演習の内容は、全て実施すること。ただし、システムの不具合等により実施できない内容が生じた場合は、提案者の判断により、当該内容を省略することを認める。
- ・ 審査員として、市職員 10 人を予定している。

4 機材等

- ・ 会場には、市において、端末（1 台）及び大型モニター（1 台）を用意するが、当該機材で対応できない場合は、提案者でこれらの機材も用意すること。
- ・ 審査員が使用する端末は、市において用意する。
- ・ 上記以外の必要となる機材、説明資料等については、提案者において用意する。なお、審査員に対する説明資料を用意する場合は、審査員の人数に 2 部を加えた部数を用意すること。

5 その他

- ・ 操作体験におけるシステムの通信環境等は、当該システムを市において導入した場合と同様の環境となるようにすること。
- ・ 提案者は、操作体験を確実に実施できるよう、必要に応じて、あらかじめ市と調整の上、システムの動作確認等をしておくこと。
- ・ 当日にシステムの不具合等が生じたとしても、再度の操作体験は、実施しない。ただし、市側の責任で、実施できないやむを得ない事情が生じた場合を除く。
- ・ 操作体験には、今後の市に対する窓口となる担当者も出席すること。
- ・ 他の提案者が実施する操作体験への出席は、認めない。
- ・ 操作体験を実施しない場合、本プロポーザルにおける当該操作体験に係る評価は、0 点とする。